

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

ただし、本共通編の各解釈に対応する分野別の解釈集がある場合は、該当の分野別解釈集に従うものとします。

共⑬ JIS の改正及び認証取得者の品質管理体制変更等の場合の、臨時の認証維持審査における現地調査及び製品試験の適用について

2013 年 3 月 29 日

JIS 登録認証機関協議会

解 釈

JIS 改正時及び JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）に該当する仕様の変更若しくは追加、又は品質管理体制変更（以下、総称して「変更等」という）時の、臨時審査の基本的な解釈：（１）又は（２）に該当する場合を除き、書類調査による。

（１）当該改正及び変更等により、取得している認証に係る JIS が規定する仕様又は／及び要求事項に関し；

- ・ 従来の認証の範囲を超える品質・生産条件又は／及びその組合せが新たに生じ、JIS に適合しなくなる恐れが生じる場合であって、
- ・ その新たに生じた内容又は変化の程度が、従来の審査で確認済の内容に相当する範囲にとどまらない場合は、
現地調査による工場審査又は／及び製品試験を行う。

（２）なお、当該改正及び変更等に付随して、認証取得者の工場又は／及び外注工場において；

- ・ 受けている認証の範囲又は／及び品質管理体制の範囲を超える新たな品質・生産条件が生じ、
- ・ 品質管理体制の変更（相当程度の設備改造、設備移転・移設、新たなタイプの設備の追加又はリプレイスを含む）を行うときは、

JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより、別途現地調査による工場審査又は／及び製品試験を要する。

以 上